

重点施策

勤務・経営問題への対策

取り組みの現状

- 神栖市では、男性の自殺者数が多いことを反映して、職業別には「被雇用・勤め人」が42.9%と最も多くなっています。
- 自殺者数で最も多いのは、男性40～59歳の職をもつ人です。配置転換や過労、職場の人間関係で悩み、仕事で失敗し、うつ状態からの自殺という経路が想定されます。
- 国が働き方改革を進めていることもあり、企業においては労働環境の改善や長時間労働の削減、年休取得の促進などに取り組んでいます。自殺リスクを生まないよう、積極的に支援していくことが必要です。

取り組みの方向・今後の取り組み

職場に端を発する自殺のリスクを低減させるため、労働者・経営者を対象に情報提供を行い、企業が職場のメンタルヘルス対策への理解を深めるよう支援に努めます。

- (1) 相談先の周知
- (2) 企業経営者に対する情報提供
- (3) 職場でのゲートキーパーの育成



高齢者への対策

取り組みの現状

- 高齢者は、配偶者をはじめとした家族との死別や離別、孤立や介護、生活困窮等の複数の問題を抱え込みがちであり、全国的にも自殺のリスクが高い年齢層です。
- 高齢者の自殺の経路として、失業（退職）により、生活苦に陥るとともに、介護疲れや身体疾患も重なり自殺に至る経路が多いことがうかがえます。また、家族と同居している方も多く、家族との同居が必ずしも自殺を防ぐことにはなっていないことがわかります。
- こころの悩みを含め、孤立させないよう地域での社会参加を図るなど、生きがいづくりの仕組みが必要です。



取り組みの方向・今後の取り組み

高齢者の自殺は健康問題のほか、生活や介護などの様々な分野に関連していることから、包括的な対応を図るとともに、高齢者が孤立することなく、身近なコミュニティでの関わりや生きがいを感じられる地域づくりを促進します。

- (1) 相談・支援機関の情報周知
- (2) 包括的な支援の推進
- (3) 地域コミュニティの気づき・見守り体制の構築
- (4) 高齢者の居場所づくりと社会参加の促進

生活困窮者への対策

取り組みの現状

- 神栖市の自殺の原因・動機で多いのは、健康問題(35.6%)、次に経済・生活問題(22.9%)があげられ、経済・生活問題の割合については国(12.9%)・県(13.4%)を上回ります。
- 生活困窮者の自殺の経路として、失業や退職により、経済的に困窮し、介護疲れや病苦も加わり自殺に追いつめられることがうかがえます。
- 一般的に生活困窮の背景として労働、精神疾患、多重債務等の多様な問題を複合的に抱えていることが多く、様々な取り組みを包括的な生きる支援として行うことが必要です。

取り組みの方向・今後の取り組み

生活困窮に陥った人へ、経済的な支援だけでなく就労や心身面での疾患への治療等、その人に応じた生きることの包括的な支援を行い、自立の促進を図ります。

- (1) 生活困窮者への包括的な支援
- (2) 就職活動の支援
- (3) 生活困窮世帯への支援



第1期神栖市いのちを支える計画

～誰も自殺に追い込まれることのない神栖市を目指して～ 概要版

平成18年10月に制定された自殺対策基本法は「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を更に効果的に推進するため、施行から10年の節目に当たる平成28年に改正されています。「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等が基本理念に明記され、誰もが必要な支援を受けられるよう、全ての市町村が「自殺対策計画」を策定することとされました。

こうした動向を踏まえ、「第1期神栖市いのちを支える計画」は、市民一人ひとりがかけがえない命の大切さを考え、ともに支え合う地域社会の実現のため、自殺予防対策を総合的に推進する計画として策定しました。

基本認識

(1) 自殺は誰にも起こり得る身近な問題である

(2) 自殺はその多くが追い込まれた末の死である

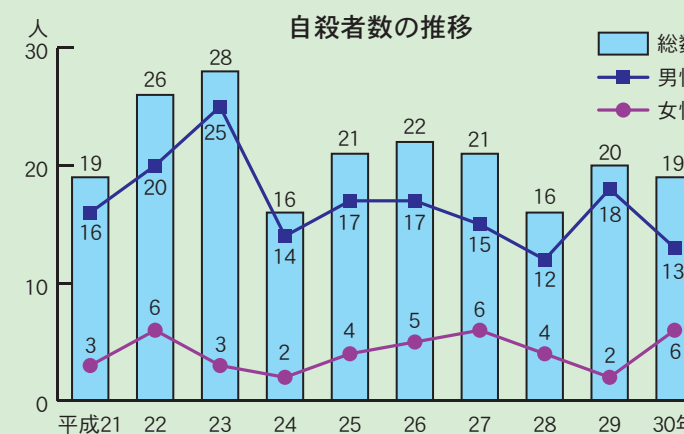
(3) 自殺はその多くが防ぐことができる社会的な問題である

(4) 自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多い

神栖市の現状

■自殺者数と男女別割合

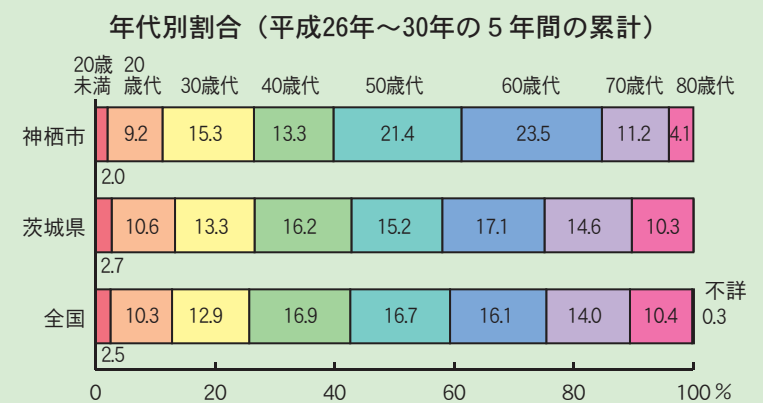
神栖市の自殺者数は、平成23年の28人をピークに減少し、その後20人前後での推移となっています。いずれの年も男性が女性を大きく上回っています。



資料：内閣府・厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

■自殺者の年代別割合

5年間累計（平成26年～30年）における年代別の割合は、60歳代23.5%、50歳代21.4%、30歳代15.3%と続きます。国・県と比較すると、神栖市では60歳代及び50歳代の割合が高いことがわかります。



資料：内閣府・厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

全体の構成

誰も自殺に追い込まれることのない神栖市を目指し、取り組みの方向、それに基づく具体的な取り組みとして、5つの「基本施策」と3つの「重点施策」で構成しています。

取り組みの方向

基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない神栖市

生きることの包括的な支援をします

関係施策との連携により総合的に取り組みます

自殺予防への理解と普及啓発を図ります

高齢者の自殺を防ぎます

働く世代の自殺を抑えます

子ども・若者が自殺に追い込まれないようにします

計画の目標

	令和2年 (2020年度)	令和3年 (2021年度)	令和4年 (2022年度)	令和5年 (2023年度)	令和6年 (2024年度)	令和7年 (2025年度)	令和8年 (2026年度)
	計画期間（5年間）						
自殺死亡率 人口10万人あたり 22.2 人 平成27年 (2015年)					自殺死亡率 15.0 人以下 令和6年(2024年)		13.0 人以下 令和8年(2026年)

国は、今後10年の目標として、令和8年（2026年）までに自殺死亡者を平成27年（2015年）に比べ30%以上減少させ、13.0人以下とするとしています。

本市としての目標も国と同じく令和8年（2026年）の自殺死亡者を13.0人以下にすることを目指します。これらを踏まえ、本計画の目標値は、令和6年（2024年）の年間自殺死亡者を人口10万人あたり15.0人以下とします。

5つの基本施策

1 地域におけるネットワークの強化

自殺対策を総合的に推進するため、行政はもちろん、関係機関・団体が、それぞれの果たす役割についての理解を深めるとともに、具体的な取り組みや自殺予防に関する情報を共有し、相互の連携・協力に取り組みます。

- (1) 全庁的な自殺対策の推進
- (2) 関係機関、団体との連携



2 市民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」であり、その場合には、誰かに援助を求めることが適当であるということが共通認識となるように、啓発活動を行います。

- (1) 市民への普及啓発と周知
- (2) うつ病予防のための取り組み



3 相談できる人材の育成

自殺の危険を示すサインにいち早く気づき、声をかけ、必要に応じて庁内関係課や関係機関につなぐことのできる人材の育成を図ります。

- (1) 相談にあたる職員の資質向上
- (2) 地域で見守るゲートキーパーの育成
- (3) 学校教育の場における人材育成



4 生きることの促進要因への支援

「生きることの阻害要因（過労・生活困窮・育児や介護疲れ・いじめや孤立等）」を減らし、「生きることの促進要因（自己肯定感・信頼できる人間関係・危機回避能力等）」を増やす取り組みを合わせて行い、自殺リスクの低下を目指します。

- (1) 相談窓口の周知と支援
- (2) 居場所づくりの支援
- (3) 遺された人への支援



5 児童生徒のSOSの出し方教育

児童・生徒の自殺を未然に防ぐため、いじめの未然防止のための取り組みと関連づけながら、さまざまな困難や問題に直面した際に、その対処方法を身につけることができる、SOSの出し方に関する教育を推進します。

- (1) 自殺予防教育の推進
- (2) いじめを苦にした子供の自殺予防

